

陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令を次のように定める。

昭和38年4月22日

防衛庁長官 志 賀 健 次 郎

陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令

改正 昭和39年4月17日陸自訓第5号
昭和40年4月23日陸自訓第5号
昭和41年4月6日陸自訓第7号
昭和41年7月1日陸自訓第10号
昭和42年4月8日陸自訓第3号
昭和44年12月17日庁訓第42号
昭和45年4月28日陸自訓第4号
昭和45年6月18日庁訓第26号
昭和45年9月21日庁訓第33号
昭和46年4月1日陸自訓第5号
昭和47年3月31日陸自訓第8号
昭和48年3月31日陸自訓第14号
昭和49年12月7日陸自訓第47号
昭和51年3月5日陸自訓第6号
昭和52年3月22日陸自訓第6号
昭和53年9月29日陸自訓第26号
昭和54年2月26日陸自訓第5号
昭和55年4月5日陸自訓第20号
昭和55年12月5日庁訓第40号
昭和56年3月16日陸自訓第11号
昭和57年3月30日陸自訓第6号
昭和58年5月27日陸自訓第19号
昭和59年3月27日陸自訓第8号
昭和59年6月30日庁訓第37号
昭和61年3月24日陸自訓第12号
昭和62年3月30日陸自訓第7号
昭和63年3月23日陸自訓第7号
昭和63年4月8日庁訓第12号
平成3年3月14日陸自訓第5号
平成6年3月28日陸自訓第8号
平成9年1月17日庁訓第1号
平成10年3月25日庁訓第12号
平成11年3月19日庁訓第8号
平成11年3月30日陸自訓第15号

平成13年1月6日庁訓第2号
平成13年3月22日陸自訓第10号
平成14年2月27日庁訓第2号
平成14年3月18日庁訓第4号
平成14年3月27日陸自訓第39号
平成17年2月25日陸自訓第7号
平成18年3月27日庁訓第42号
平成18年7月28日庁訓第83号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成19年3月27日省訓第10号
平成19年8月30日省訓第145号
平成19年8月31日省訓第156号
平成20年3月25日省訓第12号
平成21年3月25日省訓第14号
平成21年7月29日省訓第48号
平成21年12月25日省訓第66号
平成22年3月25日省訓第8号
平成22年6月30日省訓第29号
平成23年4月1日省訓第16号
平成23年4月19日省訓第20号
平成23年8月30日陸自訓第24号
平成25年3月25日省訓第17号
平成27年10月1日省訓第39号
平成28年3月28日省訓第16号
平成28年5月18日省訓第46号
平成29年6月6日陸自訓第18号
平成30年3月26日省訓第15号
令和2年3月31日陸自訓第13号
令和3年3月30日陸自訓第12号
令和4年3月15日省訓第10号
令和5年3月28日省訓第13号
令和6年3月19日省訓第13号
令和6年10月29日省訓第322号

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 教育訓練に関する陸上幕僚長等の職責(第5条—第10条の2)

第3章 基本教育

第1節 通則(第11条—第13条)

第2節 陸士の教育(第14条—第17条)

第3節 陸曹候補者等の教育(第18条—第22条)

第4節 准陸尉及び陸曹の教育(第23条—第27条)

第5節 幹部候補者等の教育(第28条—第32条)

第6節 幹部の教育(第33条—第43条)
第4章 練成訓練
第1節 通則(第44条・第45条)
第2節 各個訓練(第46条・第47条)
第3節 部隊訓練(第48条・第49条)
第5章 訓練検閲及び技能検定
第1節 訓練検閲(第50条・第51条)
第2節 技能検定(第52条・第53条)
第6章 招集訓練及び招集教育訓練(第54条—第55条の3)
第7章 雑則(第56条—第59条)
附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、陸上自衛隊(自衛隊情報保全隊及び陸上幕僚長の監督を受ける共同の機関を含む。以下同じ。)の教育訓練(自衛隊の統合教育訓練に関する訓令(昭和61年防衛庁訓令第32号)第2条に規定する統合教育訓練及び自衛隊体育学校における学生に対する教育訓練を除く。)について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に示すとおりとする。

- (1) 「部隊等」とは、陸上幕僚監部並びに陸上自衛隊の部隊及び機関(自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。以下同じ。)をいう。
- (2) 「師団等」とは、師団及び旅団並びに団及びこれに準ずる部隊をいう。
- (3) 「師団長等」とは、師団等の長をいう。
- (4) 「連隊等」とは、連隊、群及びこれらに準ずる部隊をいう。
- (5) 「連隊長等」とは、連隊等の長をいう。
- (6) 「大隊等」とは、大隊及びこれに準ずる部隊をいう。
- (7) 「大隊長等」とは、大隊等の長をいう。
- (8) 「中隊等」とは、中隊及びこれに準ずる部隊をいう。
- (9) 「中隊長等」とは、中隊等の長をいう。
- (10) 「機関等」とは、機関及び機関に準じて取り扱う部隊をいう。

(教育訓練の目的)

第3条 陸上自衛隊の教育訓練は、隊員及び部隊等をして自衛隊の使命に基づき、その任務を完全に遂行できるようにすることを目的とする。

(教育訓練の区分)

第4条 教育訓練は、基本教育及び練成訓練の区分により実施する。

第2章 教育訓練に関する陸上幕僚長等の職責

(陸上幕僚長)

第5条 陸上幕僚長は、防衛大臣の定める方針に基づき、陸上自衛隊の教育訓練に関し、基本的な事項を指示し、その実施を監督するとともに、所要の教育訓練を行う。

2 陸上幕僚長は、基本教育及び防衛大臣直轄部隊の練成訓練に関し、年度の方針その他重要な事項を指示し、その実施を監督する。

(陸上総隊司令官及び方面総監)

第6条 陸上総隊司令官及び方面総監は、それぞれの隷下の部隊等の教育訓練に関し、必要な事項を指示し、その実施を監督するとともに、所要の教育訓練を行う。

2 陸上総隊司令官及び方面総監は、それぞれの直轄部隊の教育訓練に関し、年度の方針その他重要な事項を指示し、その実施を監督する。

(師団長等)

第7条 師団長等は、師団等の教育訓練に関し、年度の方針その他重要な事項を指示し、その実施を監督するとともに、部下を教育訓練し、師団等を練成する。

(連隊長等、大隊長等及び中隊長等)

第8条 連隊長等は、連隊等の教育訓練に関し、全般事項を指示し、その実施を監督するとともに、部下を教育訓練し、連隊等を練成する。

2 大隊長等は、大隊等の教育訓練に関し、細部事項を指示し、その実施を監督するとともに、部下を教育訓練し、大隊等を練成する。

3 中隊長等は、中隊等の教育訓練の実施計画を定め、部下を教育訓練し、中隊等を練成する。
(機関等の長)

第9条 機関等の長は、機関等の教育訓練に関し、必要な事項を指示し、その実施を監督するとともに、部下を教育訓練し、機関等を練成する。

2 機関等の長は、その指揮監督する部隊の教育訓練に関し、年度の方針その他重要な事項を指示し、その実施を監督するとともに、部下を教育訓練し、当該部隊を練成する。

(学校等の長)

第10条 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第33条の2に規定する学校の校長及び教育部隊等の長（陸上自衛隊陸曹教育隊等の組織及び編成に関する訓令（平成25年陸上自衛隊訓令第5号）第2条第1号に規定する教育部隊の長及びその他特定の部隊等の長をいう。次項及び次条第2項において同じ。）は、当該部隊等に設置される課程の教育を実施する。

2 教育部隊等の長は、当該部隊等に設置された課程に関する事項について、教育訓練研究本部長の統制に従わなければならない。

(教育訓練研究本部長)

第10条の2 教育訓練研究本部長は、教育訓練研究本部に設置される課程の教育を実施する。

2 教育訓練研究本部長は、教育部隊等の長が実施する課程に関する事項を統制する。

第3章 基本教育

第1節 通則

(基本教育の目的)

第11条 基本教育は、隊員に対し、隊員としての必要な資質を養うとともに、部隊等における職務遂行の基礎となる知識及び技能を修得させることを目的とする。

(基本教育の実施)

第12条 基本教育は、自衛官、自衛官候補生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）に対し、部隊等において陸士（陸士となるための教育訓練を受ける自衛官候補生を含む。第14条及び別表第1において同じ。）、陸曹候補者等、陸曹及び准陸尉、幹部候

補者等並びに幹部の区分に応じ、課程の教育及び集合教育により実施する。

2 陸上幕僚長は、自衛官、自衛官候補生及び生徒に対する基本教育のため必要があると認めるときは、海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける共同の機関を含む。第49条第4項及び第57条第1項において同じ。）、航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける共同の機関を含む。第49条第4項及び第57条第1項において同じ。）、自衛隊サイバー防衛隊、防衛省本省の施設等機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局若しくは防衛装備庁又は防衛省以外の教育機関等（外国の教育機関等を含む。）に教育を委託することができる。

3 陸上幕僚長は、必要と認めるときは、前各項に準じ事務官等に対し基本教育を実施することができる。

（課程等の試行）

第12条の2 陸上幕僚長は、この訓令に定める課程のほか新たに課程の設置を必要と認める場合並びに別表第1から別表第4まで及び別表第6に掲げる課程並びに別表第5の隊付教育の内容の一部の変更を必要と認める場合には、あらかじめ、防衛大臣の承認を得て、課程の設置並びに課程及び隊付教育の内容の変更を試行することができる。

（履修者の選考）

第13条 基本教育の履修者の選考に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

2 陸上幕僚長は、履修者の選考にあたり、必要と認めるときは、選抜試験を実施することができる。

第2節 陸士の教育

（陸士の教育）

第14条 陸士の教育のため、自衛官候補生課程並びに新隊員特技課程及び陸士特技課程を置く。

（自衛官候補生課程）

第15条 自衛官候補生課程は、自衛官候補生の必修課程とする。

2 自衛官候補生課程においては、隊員としての資質を養うとともに、各職種共通の基礎的な知識及び技能を修得させる。

（新隊員特技課程）

第15条の2 新隊員特技課程は、自衛官候補生課程を修了し、引き続いて自衛官に任用された陸士の必修課程とする。

2 新隊員特技課程においては、陸士としての資質を養うとともに、陸士として必要な基本的な特技を修得させる。

（陸士特技課程）

第15条の3 陸士特技課程は、新隊員特技課程を修了した陸士のうちから選考した者に履修させる。

2 陸士特技課程においては、新隊員特技課程で履習する以外の特技を修得させる。

（陸士特技集合教育）

第16条 部隊等の長は、陸士のうち、前2条の各課程で履習する以外の特技等を修得させる必要がある者に対し、所要に応じ陸士特技集合教育を実施することができる。

（設置場所、期間及び課目）

第17条 自衛官候補生課程の設置場所、期間及び課目は、別表第1のとおりとし、新隊員特技課程及び陸士特技課程の種別、設置場所及び期間は、陸上幕僚長が定める。

第3節 陸曹候補者等の教育

（陸曹候補者等の教育）

第18条 陸曹候補者等の教育のため、生徒課程、生徒陸曹候補生課程及び一般陸曹候補生課程を置く。

2 一般陸曹候補生課程を修了した一般陸曹候補生及び陸曹候補生に関する訓令(昭和36年陸上自衛隊訓令第8号)第1条に規定する陸曹候補生(以下「陸曹候補生等」という。)の教育のため、陸曹候補生課程を置く。

(生徒課程)

第19条 生徒課程は、生徒の必修課程とする。

2 生徒課程においては、陸曹としての資質を養うとともに、陸曹長以下三等陸曹以上の自衛官となるべき者として必要な一般教養及び専門技能についての基礎的な知識及び技能を修得させる。

(生徒陸曹候補生課程)

第19条の2 生徒陸曹候補生課程は、生徒課程を修了した生徒陸曹候補生の必修課程とし、前期、中期及び後期に区分する。

2 生徒陸曹候補生課程においては、生徒陸曹候補生に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる教育を実施する。

(1) 前期 陸曹としての資質を養うとともに、初級陸曹として必要な基礎的な知識及び技能を修得させること。

(2) 中期 それぞれの職種に応じた部隊における陸士の勤務の体験を通じて陸曹としての地位と責任を自覚させるとともに、初級陸曹として必要な当該職種の基礎的な知識及び技能を修得させること。

(3) 後期 陸曹としての資質を養うとともに、初級陸曹として必要な特技を修得させること。

(一般陸曹候補生課程)

第19条の3 一般陸曹候補生課程は、一般陸曹候補生の必修課程とし、前期及び後期に区分する。

2 一般陸曹候補生課程においては、陸曹としての資質を養うとともに、前期にあつては陸曹となる前において必要な各職種共通の知識及び技能の基礎的事項を、後期にあつては陸曹となる前において必要な特技の基礎的事項を修得させる。

(陸士特技課程等の履修)

第19条の4 一般陸曹候補生課程を修了した一般陸曹候補生のうちから選考した者に第15条の3に定める陸士特技課程又は第16条に定める陸士特技集合教育を履修させることができる。

第20条 削除

(陸曹候補生課程)

第21条 陸曹候補生課程は、陸曹候補生等の必修課程とする。

2 陸曹候補生課程においては、陸曹としての資質を養うとともに、初級陸曹として必要な基礎的な知識及び技能を修得させる。

(設置場所、期間及び課目)

第22条 第18条に規定する各課程(一般陸曹候補生課程後期を除く。)の設置場所、期間及び課目は、別表第2のとおりとし、一般陸曹候補生課程後期の種別、設置場所及び期間は、陸上幕僚長が定める。

第4節 准陸尉及び陸曹の教育

(陸曹の教育)

第23条 陸曹(陸曹候補生課程を修了した陸曹候補生等を含む。)の教育のため、公募陸曹課程、

陸曹上級課程、初級陸曹特技課程及び上級陸曹特技課程を置く。

2 陸曹航空操縦学生の教育のため、陸曹航空操縦課程を置く。

(公募陸曹課程)

第23条の2 公募陸曹課程は、新たに入隊した陸曹(看護師予定者として採用した陸士長を含み、自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令(平成19年防衛省訓令第156号)第2条及び防衛省の職員の配偶者同行休業に関する訓令(平成26年防衛省訓令第4号)第2条に規定する任期付自衛官を除く。)の必修課程とする。

2 公募陸曹課程においては、陸曹としての資質を養うとともに、陸曹として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

(陸曹上級課程)

第23条の3 陸曹上級課程は、1等陸曹(飛行幹部候補生及び看護師たる自衛官を除く。)の必修課程とし、1等陸曹に昇任した後おおむね1年の間に履修させる。

2 陸曹上級課程においては、上級の陸曹として必要な知識及び技能を修得させるとともに、陸曹としての資質を向上させる。

(初級陸曹特技課程)

第24条 初級陸曹特技課程は、陸曹候補生課程を修了した陸曹候補生等及び陸上幕僚長がこれと同等の能力があると認める陸曹のうちから選考した者に履修させる。

2 初級陸曹特技課程においては、初級陸曹として必要な特技等を修得させる。

(上級陸曹特技課程)

第25条 上級陸曹特技課程は、初級陸曹特技課程を修了した陸曹及び陸上幕僚長がこれと同等の能力があると認める陸曹のうちから選考した者に履修させる。

2 上級陸曹特技課程においては、上級陸曹として必要な特技等を修得させる。

(陸曹航空操縦課程)

第25条の2 陸曹航空操縦課程は、陸曹航空操縦学生の必修課程とする。

2 陸曹航空操縦課程においては、陸曹航空操縦学生に航空機の操縦者として必要な知識及び技能を修得させる。

(准陸尉陸曹特技集合教育)

第26条 部隊等の長は、陸曹のうち第24条及び第25条の各課程で履修する以外の特技等を修得させる必要がある者又は准陸尉に対し、所要に応じ准陸尉陸曹特技集合教育を実施することができる。

(設置場所、期間及び課目)

第27条 第23条第1項に規定する各課程(陸曹上級課程を除く。)の種別、設置場所及び期間は、陸上幕僚長が定め、陸曹上級課程及び陸曹航空操縦課程の設置場所、期間及び課目は、別表第3のとおりとする。

第5節 幹部候補者等の教育

(幹部候補者等の教育)

第28条 一般幹部候補生、薬剤科幹部候補生及び飛行幹部候補生の教育のため一般幹部候補生課程を、医科幹部候補生及び歯科幹部候補生の教育のため医科歯科幹部候補生課程を、看護科幹部候補生の教育のため看護科幹部候補生課程を置く。

2 一般幹部候補生(一般幹部候補生部内選抜試験の合格者を除く。第30条第1項において同じ。)、薬剤科幹部候補生及び看護科幹部候補生の教育のため、隊付教育を実施する。

3 3等陸尉への昇任試験に合格した准陸尉及び陸曹長(看護師たる自衛官を除く。)の教育の

ため、3尉候補者課程を置く。

(一般幹部候補生課程)

第29条 一般幹部候補生課程は、一般幹部候補生、薬剤科幹部候補生及び飛行幹部候補生の必修課程とする。

2 一般幹部候補生課程においては、幹部としての資質を養うとともに、初級幹部として必要な基礎的な知識及び技能を修得させる。

(隊付教育)

第30条 一般幹部候補生及び薬剤科幹部候補生の隊付教育は一般幹部候補生課程から、看護科幹部候補生の隊付教育は看護科幹部候補生課程から引き続き部隊等における教育とし、前期及び後期に区分して履修させる。ただし、看護科幹部候補生の隊付教育は、後期のみを履修させる。

2 隊付教育においては、前期にあつては普通科部隊における陸曹及び陸士の勤務を体験させ、後期にあつてはそれぞれの職種に応じた部隊における勤務を体験させることにより、幹部としての地位と責任を自覚させる。

(医科歯科幹部候補生課程)

第30条の2 医科歯科幹部候補生課程は、医科幹部候補生及び歯科幹部候補生の必修課程とする。

2 医科歯科幹部候補生課程においては、幹部としての資質を養うとともに、初級幹部として必要な知識及び技能を修得させる。

(看護科幹部候補生課程)

第30条の3 看護科幹部候補生課程は、看護科幹部候補生の必修課程とする。

2 看護科幹部候補生課程においては、幹部としての資質を養うとともに、初級幹部として必要な知識及び技能を修得させる。

(3尉候補者課程)

第31条 3尉候補者課程は、第28条第3項に規定する准陸尉及び陸曹長の必修課程とする。

2 3尉候補者課程においては、幹部としての資質を養うとともに、初級幹部として必要な基礎的な知識及び技能を修得させる。

(設置場所、期間及び課目)

第32条 第28条に規定する各課程及び隊付教育の設置場所、期間及び課目は、それぞれ別表第4及び別表第5のとおりとする。

第6節 幹部の教育

(幹部の教育)

第33条 幹部の教育のため、幹部初級課程、幹部上級課程、幹部特修課程、指揮幕僚課程、幹部高級課程、技術高級課程、幹部特別課程及び幹部特技課程を置く。

第34条 削除

(幹部初級課程)

第35条 幹部初級課程は、一般幹部候補生課程、医科歯科幹部候補生課程又は看護科幹部候補生課程を修了した幹部及び3等陸尉たる自衛官(看護師たる自衛官に限る。)の必修課程とする。

2 幹部初級課程においては、当該幹部が指定されている職種の初級幹部として必要な知識及び技能を修得させるとともに、幹部としての資質を向上させる。

(幹部上級課程)

第36条 幹部上級課程は、幹部の必修課程とし、幹部に任命された後5年から6年までの間に履修させる。ただし、陸上幕僚長は、必要があると認める場合は、所要の幹部について履修させないか又は履修の時期を変更することができる。

2 幹部上級課程においては、当該幹部が指定されている職種の中堅の指揮官及び幕僚として必要な知識及び技能を修得させるとともに、幹部としての資質を向上させる。

(幹部特修課程)

第37条 幹部特修課程は、幹部上級課程を修了した幹部及び陸上幕僚長がこれと同等の能力があると認める幹部のうちから選考した者に履修させる。

2 幹部特修課程においては、当該幹部が指定されている職種の上級の指揮官及び幕僚としての資質を養うとともに、これに必要な知識及び技能を修得させる。

(指揮幕僚課程)

第38条 指揮幕僚課程は、幹部上級課程を修了した幹部及び陸上幕僚長がこれと同等の能力があると認める幹部のうちから選考した者に履修させる。

2 指揮幕僚課程においては、上級の指揮官及び幕僚としての資質を養うとともに、師団等の部隊運用に必要な知識及び技能の概要を修得させる。

(幹部高級課程)

第39条 幹部高級課程は、指揮幕僚課程を修了した幹部及び陸上幕僚長がこれと同等の能力があると認める幹部のうちから選考した者に履修させる。

2 幹部高級課程においては、上級の指揮官及び幕僚としての資質を向上するとともに、師団等以上の部隊運用に必要な知識及び技能を修得させる。

(技術高級課程)

第39条の2 技術高級課程は、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院において理学又は工学の課程を修了し、修士又は博士と称することができる幹部及び陸上幕僚長がこれと同等の能力があると認める幹部のうちから選考した者に履修させる。

2 技術高級課程においては、技術の研究開発、行政等の職務に従事する上級の指揮官及び幕僚としての資質を養うとともに、これに必要な知識及び技能を修得させる。

(幹部特別課程)

第40条 幹部特別課程は、教育訓練研究本部に置かれる幹部特別課程にあつては指揮幕僚課程を修了した幹部及び陸上幕僚長がこれと同等の能力があると認める幹部のうちから、学校に置かれる幹部特別課程にあつては幹部上級課程を修了した幹部及び陸上幕僚長がこれと同等の能力があると認める幹部のうちから、選考した者に履修させる。

2 幹部特別課程においては、編成、装備、戦術又は技術等の変化に应付するために必要な知識及び技能を修得させる。

(幹部特技課程)

第41条 幹部特技課程は、幹部のうちから選考した者に履修させる。

2 幹部特技課程においては、幹部として必要な特技等を修得させる。

(幹部特技集合教育)

第42条 部隊等の長は、幹部のうち前条の課程で履修する以外の特技等を修得させる必要がある者に対し、所要に応じ幹部特技集合教育を実施することができる。

(設置場所、期間及び課目)

第43条 第33条に規定する各課程(幹部特技課程を除く。)の設置場所、期間及び課目は、別表第6のとおりとし、幹部特技課程の種別、設置場所及び期間は、陸上幕僚長が定める。

第4章 練成訓練

第1節 通則

(練成訓練の目的)

第44条 練成訓練は、隊員の練度を向上するとともに、精強な部隊等を練成することを目的とする。

(練成訓練の実施)

第45条 練成訓練は、各級の部隊等において各個訓練及び部隊訓練により実施するものとする。
2 練成訓練の実施にあつては、部隊等の特性及び実情に応じ訓練の進度を定めて実施するとともに、逐年訓練の内容を深めて部隊等の進歩向上を図るものとする。

第2節 各個訓練

(各個訓練の目的)

第46条 各個訓練は、隊員に対し、部隊等の一員としてそれぞれの地位に応ずる資質並びに職務遂行に必要な知識及び技能の向上を図り、部隊等の練成の基礎をつくることを目的とする。

(各個訓練の実施)

第47条 各個訓練は、陸士、陸曹及び准陸尉並びに幹部、必要に応じ事務官等の区分又は職務配置等の区分に応じ実施する。
2 陸士に対して実施する各個訓練は、陸士としての資質並びに特技等を向上させる。
3 准陸尉及び陸曹に対して実施する各個訓練は、准陸尉及び陸曹としての資質並びに小部隊の指揮法、教育法及び特技等に関する知識及び技能を向上させる。
4 幹部に対して実施する各個訓練は、幹部としての資質並びに統御、指揮法、教育法及び部隊の運用等に関する知識及び技能を向上させる。
5 事務官等に対して実施する各個訓練は、事務官等としての資質並びに職務遂行に関する知識及び技能を付与し、向上させる。
6 各個訓練の実施の要領については陸上幕僚長が定める。

第3節 部隊訓練

(部隊訓練の目的)

第48条 部隊訓練は、部隊等に対し、厳正な規律、強固な団結及びおう盛な士気を保持させるとともに、部隊行動に習熟させ、その機能を十分に発揮できるようにすることを目的とする。

(部隊訓練の実施)

第49条 部隊訓練は、自衛隊の統合教育訓練に関する訓令第11条に規定する中期統合訓練計画及び年度統合訓練計画を踏まえるとともに、部隊等の編制区分にしたがい各級の部隊等ごとに、また所要に応じ訓練のため必要な部隊を編組して、部隊訓練基準に基づき実施する。
2 連隊等以下の部隊訓練においては、各職種ごとに部隊運用上の基礎となる部隊の訓練を重視してその練成を図るとともに、関係部隊との協同について訓練するものとする。
3 戦闘団以上の部隊訓練においては、部隊の指揮運用及び各種部隊行動等について総合的な練成を図るものとする。
4 前2項の訓練の実施にあつては、必要に応じ、海上自衛隊、航空自衛隊等と協同して訓練するものとする。
5 陸上幕僚長は、アメリカ合衆国軍隊と共同して部隊訓練を実施しようとする場合には、あらかじめ訓練の大綱を防衛大臣に報告し、訓練実施後速やかに成果について報告するとともに、統合幕僚長に通知するものとする。
6 第1項の部隊訓練基準は、陸上幕僚長が定める。

第5章 訓練検閲及び技能検定

第1節 訓練検閲

(訓練検閲の目的)

第50条 訓練検閲は、部隊等の教育訓練の成果を評価するとともに、その進歩向上を促すことを目的とする。

(訓練検閲の実施)

第51条 訓練検閲は、部隊等の長が訓練検閲基準に基づき実施する。

2 陸上幕僚長又はその指定する者は、部隊等の一部に対し、毎年少なくとも一回、訓練検閲を実施するものとする。

3 第1項の訓練検閲基準は、陸上幕僚長が定める。

第2節 技能検定

(技能検定の目的)

第52条 技能検定は、隊員の特技等の資格又は練度を評価判定するとともに、その進歩向上を促すことを目的とする。

(技能検定の実施)

第53条 技能検定は、部隊等の長が技能検定基準に基づき実施する。

2 前項の技能検定基準は、陸上幕僚長が定める。

第6章 招集訓練及び招集教育訓練

(招集訓練及び招集教育訓練の目的)

第54条 予備自衛官の訓練招集時の訓練(以下「予備自衛官の招集訓練」という。)は、予備自衛官としての資質を養うとともに、予備自衛官として必要な知識及び技能について復習を行ない、練度の維持を図り、必要に応じ新規の事項を修得させることを目的とする。

2 即応予備自衛官の訓練招集時の訓練(以下「即応予備自衛官の招集訓練」という。)は、即応予備自衛官としての資質を養うとともに、即応予備自衛官として必要な知識及び技能について復習を行ない、練度の維持を図り、新規の事項を修得させるとともに、部隊行動に係る練度を維持させることを目的とする。

3 予備自衛官補の教育訓練招集時の教育訓練(以下「予備自衛官補の招集教育訓練」という。)は、予備自衛官としての資質を養うとともに、予備自衛官として必要な知識及び技能を修得させることを目的とする。

(招集訓練及び招集教育訓練の実施)

第55条 予備自衛官の招集訓練は、予備自衛官の招集手続に関する訓令(昭和45年防衛庁訓令第33号)第2条第4号に規定する訓練招集部隊等の長が招集訓練基準に基づき実施する。

2 即応予備自衛官の招集訓練は、即応予備自衛官の招集手続に関する訓令(平成10年陸上自衛隊訓令第13号)第2条第4号に規定する訓練招集部隊等の長が招集訓練基準に基づき実施する。

3 予備自衛官補の招集教育訓練は、予備自衛官補の教育訓練招集手続に関する訓令(平成28年防衛省訓令第45号)第2条第2号に規定する教育訓練招集部隊等の長が招集教育訓練基準に基づき実施し、その期間は、採用日から予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令(平成28年防衛省訓令第44号)第14条に規定する教育訓練修了期限までの間を通じて、同訓令第2条第4号に規定する予備自衛官補(一般)にあつては50日とし、同条第5号に規定する予備自衛官補(技能)にあつては10日とする。

4 前3項の招集訓練基準及び招集教育訓練基準は、陸上幕僚長が定める。

(予備自衛官の訓練招集期間を減じる場合)

第55条の2 防衛大臣は、自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「法」という。）第70条第1項各号の規定による招集命令を受け、同条第3項の規定により自衛官となって勤務した予備自衛官に係る訓練招集期間について、その自衛官となって勤務した期間（以下この項において「勤務期間」という。）が終了した日の属する年度内の勤務期間に相当する期間の範囲内の日数を、勤務期間が終了した日の属する年度内の現に残存する訓練招集期間（次項において「残存訓練招集期間」という。）の日数から減じることができる。

2 前項の場合において、防衛大臣は、当該予備自衛官が現に有する知識及び技能並びに自衛官となって勤務した内容と、残存訓練招集期間の招集訓練において当該予備自衛官が受けることとなる訓練の内容とを勘案して、その都度減じる期間を決定するものとする。

(即応予備自衛官の訓練招集期間を減じる場合)

第55条の3 防衛大臣は、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第49条の4第2項の規定により、自衛官となって勤務した即応予備自衛官に係る訓練招集期間を減じる場合には、その自衛官となって勤務した期間（以下この項において「勤務期間」という。）が終了した日の属する区分期間（当該即応予備自衛官の任用期間について、その初日から1年ごとに区分されるそれぞれの期間をいう。以下同じ。）内の勤務期間に相当する期間の範囲内の日数を、勤務期間が終了した日の属する区分期間の現に残存する訓練招集期間（次項において「残存訓練招集期間」という。）の日数から減じることにより行う。

2 前項の場合において、防衛大臣は、当該即応予備自衛官が現に有する知識及び技能並びに自衛官となって勤務した内容と、残存訓練招集期間の招集訓練において当該即応予備自衛官が受けることとなる訓練の内容とを勘案して、その都度減じる期間を決定する。この場合において、法第75条の4第1項第1号の規定による防衛招集命令又は同項第3号の規定による治安招集命令を受け、同条第3項の規定により自衛官となって勤務した者に対しては、自衛官として勤務した全日数（その日数が残存訓練招集期間を超える場合にあっては残存訓練招集期間の日数）を減じることができるものとする。

第7章 雑則

(競技)

第56条 部隊等の長は、射撃、体育等について部隊全員の技能の向上を促し、士気の高揚及び団結の強化に資するために競技を行なうことができる。

(受託教育)

第57条 陸上幕僚長は、統合幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、防衛省本省の施設等機関の長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長又は防衛装備庁長官から依頼があつたときは、部隊等において海上自衛隊、航空自衛隊、自衛隊サイバー防衛隊、防衛省本省の施設等機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局又は防衛装備庁の隊員の教育を受託することができる。

2 隊員でない者の受託教育については、別に定めるところによる。

(報告)

第58条 陸上幕僚長は、当該年度の教育訓練終了後、その実施成果を防衛大臣に報告するとともに、統合幕僚長に通知するものとする。

2 陸上幕僚長は、第17条、第22条、第27条及び第43条の規定に基づき課程の種別、設置場所及び期間を定めたときは、それらについて速やかに防衛大臣に報告するものとする。

(委任規定)

第59条 この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

附 則(抄)

- 1 この訓令は、昭和38年4月22日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。ただし、幹部の隊付教育に係る部分は、昭和37年4月1日以降において教育を開始する一般幹部候補生課程の履修を命ぜられた一般幹部候補生から適用する。
- 2 医官及び歯科医官に係る幹部初級課程の期間は、別表第6の規定にかかわらず、当分の間、約8週とする。
- 3 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に際して、自衛隊法第75条の4第1項第4号に規定する災害等招集命令により招集された即応予備自衛官に対する第55条の2の規定の適用については、同条第1項中「残存訓練招集期間」という。)とあるのは「残存訓練招集期間」という。)又は当該勤務期間が終了した日の属する区分期間の次の区分期間の訓練招集期間(次項において「次区分期間における訓練招集期間」という。))と、同条第2項中「、残存訓練招集期間」とあるのは「、残存訓練招集期間又は次区分期間における訓練招集期間」と、「決定する。この場合において、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第75条の4第1項第1号の規定による防衛招集命令又は同項第2号の規定による治安招集命令を受け、同条第3項の規定により自衛官となつて勤務した者に対しては、自衛官として勤務した全日数(その日数が残存訓練招集期間を超える場合にあつては残存訓練招集期間の日数)を減じることができるものとする。」とあるのは「決定する。」とする。

附 則(平成14年2月27日庁訓第2号)

この訓令は、平成14年3月1日から施行する。

附 則(平成14年3月18日庁訓第4号)

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則(平成17年2月25日陸自訓第7号)

この訓令は、平成17年2月28日から施行する。

附 則(平成18年3月27日庁訓第42号)

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成18年7月28日庁訓第83号)

この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則(平成19年1月5日庁訓第1号抄)

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則(平成19年3月27日省訓第10号)

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則(平成19年8月30日省訓第145号)

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成19年8月31日省訓第156号)

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日省訓第12号)

- 1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則(平成21年3月25日省訓第14号抄)

- 1 この訓令は、平成21年3月27日から施行する。

附 則(平成21年7月29日省訓第48号抄)

- 1 この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則(平成21年12月25日省訓第66号抄)

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に第21条の規定による改正前の陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令第18条第1項、第19条第1項及び第2項並びに第22条の規定により教育を受けている者の教育については、なお従前の例による。この場合において、第21条の規定による改正前の同訓令第19条第2項に規定する生徒課程前期の設置場所は、高等工科大学とする。

附 則(平成22年6月30日省訓第29号抄)

- 1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以降に自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第24条第1項の規定により採用された陸士に対する基本教育は、第32条の規定による改正後の陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令第12条、第14条、第15条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この訓令の施行の際現に第32条の規定による改正前の陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令第15条及び第17条の規定による新隊員課程(次項及び第6項において「改正前の新隊員課程」という。)の教育を受けている者の教育については、なお従前の例による。
- 4 改正前の新隊員課程の教育を修了した者の第32条の規定による改正後の陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令第15条の3の規定の適用については、同条中「新隊員特技課程」とあるのは、「改正前の新隊員課程」とする。
- 5 陸上幕僚長は、改正前の新隊員課程を修了した者が一般陸曹候補生に任命された場合は、当該者の一般陸曹候補生課程前期の期間を短縮し、又はその課目の一部を免除して当該課程を履修させることができる。

附 則(平成23年4月1日省訓第16号抄)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月19日省訓第20号抄)

- 1 この訓令は、平成23年4月22日から施行する。

附 則(平成23年8月30日陸自訓第24号抄)

- 1 この訓令は、平成23年8月30日から施行する。

附 則(平成25年3月25日省訓第17号抄)

この訓令は、平成25年3月26日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月1日省訓第39号抄)

- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日省訓第16号抄)

- 1 この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

附 則(平成28年5月18日省訓第46号抄)

- 1 この訓令は、平成28年5月18日から施行する。

附 則(平成29年6月6日陸自訓第18号抄)

- 1 この訓令は、平成29年6月6日から施行する。

附 則(平成30年3月26日省訓第15号抄)

- 1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

附 則(令和2年3月31日陸自訓第13号抄)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日陸自訓第12号抄)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月15日省訓第10号抄)

1 この訓令は、令和4年3月17日から施行する。

附 則(令和5年3月28日省訓第13号抄)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月19日省訓第13号抄)

1 この訓令は、令和6年3月19日から施行する。

附 則(令和6年10月29日省訓第322号抄)

1 この訓令は、令和6年10月29日から施行する。

別表第1 (第12条の2、第17条関係)

陸士の課程

課程名	設置場所	期 間	課 目
自衛官候補生	方面混成団及び必要に応じ 陸上幕僚長が指定する部隊	約3月	精神教育、服務、戦 闘及び戦技訓練、体 育等

別表第2 (第12条の2、第22条関係)

陸曹候補者等の課程

課程名	設置場所	期 間	課 目	
生徒	高等工科 学校	約3年	精神教育、服務、戦 闘及び戦技訓練、一 般教育、専門教育等	
生徒陸 曹候補 生課程	前期	方面混成 団	約11週	精神教育、服務、戦 闘及び戦技訓練、体 育等
	中期	陸上総隊 及び方面 隊並びに 必要に応 じ陸上幕 僚長が指 定する部 隊	約12週	精神教育、服務、戦 闘及び戦技訓練、職 種に関する基礎的訓 練、体育等
	後期	富士学校	(普通科、機甲科及び特科) 約16週から 約26週までの範囲内	精神教育、特技修得 のため必要な課目、
		高射学校	(特科、システム通信科及び武器科) 約 13週から約31週までの範囲内	
		情報学校	(情報科) 約14週から約16週までの範囲 内	
		航空学校	(航空科) 約19週から約29週までの範囲 内	
		施設学校	(施設科) 約32週から約34週までの範囲 内	
		システム 通信・サイ バー学校	(普通科及びシステム通信科) 約12週か ら約34週までの範囲内	
		武器学校	(武器科) 約32週	
		需品学校	(需品科) 約16週	
化学学校	(化学科) 約22週			
一般陸	前期	方面混成	約11週	精神教育、服務、戦

曹候補生	団及び必要に応じ陸上幕僚長が指定する部隊		闘及び戦技訓練、体育等
陸曹候補生	方面混成団	約10週	精神教育、服務、戦闘及び戦技訓練、体育等

備考 陸上幕僚長は、新隊員特技課程を修了した陸上自衛官である者が一般陸曹候補生に任命された場合は、その者に対する一般陸曹候補生課程前期の期間を短縮し、又はその課目の一部を免除して当該課程を履修させることができる。

別表第3 (第12条の2、第27条関係)

陸曹の課程

課程名		設置場所	期 間	課 目
陸曹航空操縦	前期	航空学校	約34週	精神教育、服務、航空科一般、一般基礎学、専門基礎学、戦闘及び戦技訓練、体育等
	中期		約36週	精神教育、服務、操縦、専門学、体育等
	後期	航空学校、第1ヘリコプター団及び西部方面航空隊	約14週から約26週までの範囲内	操縦、専門学、体育等
陸曹上級	陸上総隊、方面総監及び陸上幕僚長の指定する部隊等		約8週	精神教育、服務、戦闘及び戦技訓練、戦術、体育等

別表第4 (第12条の2、第32条関係)

幹部候補者等の課程

課程名	設置場所	期 間			課 目
一般幹部候補生	幹部候補生学校	一般幹部候補生	防衛大 学校の 卒業生	約34週	精神教育、服務及び防衛教養、防衛基礎学、戦闘及び戦技訓練、戦術、戦史、体育等
			部内選 抜試験 の合格 者	約20週	
			一般幹 部候補 生試験 の合格 者	約34週	
		薬剤科幹部候補生		約34週	
		飛行幹部候補生		約20週	
		約6週			
医科歯科幹部候補生		約6週			
看護科幹部候補生		約7週			
3尉候補生	富士学校	(普通科)約12週			精神教育、服務及び防衛教養、当該職種に関する戦闘及び戦技訓練並びに戦術、戦史、体育等
		(特科)約14週			
		(機甲科)約12週			
	高射学校	(特科)約12週			
	情報学校	(情報科)約12週			
	航空学校	(航空科)約12週			
	施設学校	(施設科)約12週			
	システム 通信・サイ バー学 校	(システム通信科)約12週			
	武器学校	(武器科)約12週			
	需品学校	(需品科)約12週			
	輸送学校	(輸送科)約12週			
	小平学校	(警務科及び会計科)約12週			
	衛生学校	(衛生科)約12週			
	化学学校	(化学科)約12週			
幹部候補生学校	(音楽科)約8週			精神教育、服務及び防衛教養、戦闘及び戦技訓練、戦術、戦史、体育等	

別表第5 (第12条の2、第32条関係)

隊付教育

設置場所	期 間		課 目
一般幹部候補生、薬剤科幹部候補生若しくは看護科幹部候補生の補職された部隊又は陸上幕僚長の指定する部隊等	前期	約11週	精神教育、服務、戦闘及び戦技訓練、体育等
	後期	約4週	

別表第6 (第12条の2、第43条関係)

幹部の課程

課程名	設置場所	期 間		課 目
幹部初級	富士学校	(普通科)約34週		精神教育、当該職種に関する戦術並びに戦闘及び戦技訓練、体育等
		(機甲科)約35週		
		(特科)約33週		
	高射学校	(特科)約34週		
	情報学校	(情報科)約19週		
	航空学校	(航空科)約16週		
	施設学校	(施設科)約36週		
	システム通信・サイバー学校	(システム通信科)約35週		
	武器学校	(武器科)約35週		
	需品学校	(需品科)約32週		
	輸送学校	(輸送科)約33週		
	小平学校	(会計科)約31週		
		(警務科)約26週		
	衛生学校	(衛生科)	(医官及び歯科医官)約19週	
(薬剤官及び衛生官)約32週				
(看護師)約16週				
化学学校	(化学科)約30週			
幹部上級	富士学校	(普通科)約22週		精神教育、当該職種に関する戦術並びに戦闘及び戦技訓練、戦史、体育等
		(機甲科)約22週		
		(特科)約24週		
	高射学校	(特科)約25週		
	情報学校	(情報科)約26週		
	航空学校	(航空科)約21週		
	施設学校	(施設科)約22週		
	システム通信・サイバー学校	(システム通信科)約22週		
	武器学校	(武器科)約21週		
	需品学校	(需品科)約22週		
	輸送学校	(輸送科)約21週		
	小平学校	(会計科)約17週		
		(警務科)約18週		

	衛生学校	(衛 生 科)	(医官及び歯科医官)約11週 (薬剤官及び衛生官)約17週	
	化学学校		(化学科)約21週	
幹部特修	富士学校		(普通科及び機甲科)約43週	精神教育、服務及び防衛教養、当該職種に関する戦闘及び戦技訓練並びに戦術、戦史、体育等
			(特科)約43週	
	高射学校		(特科)約43週	
	情報学校		(情報科)約44週	
	航空学校		(航空科)約40週	
	施設学校		(施設科)約42週	
	システム通信・サイバー学校		(システム通信科)約42週	
	武器学校		(施設科、システム通信科、武器科、需品科、輸送科及び化学科)約44週	
	小平学校		(会計科)約37週	
			(警務科)約37週	
衛生学校		(衛生科)約39週		
化学学校		(化学科)約39週		
指揮幕僚	教育訓練研究本部		約90週	精神教育、防衛教養、戦術、戦史、体育等
幹部高級			約25週	
技術高級			約45週	
幹部特別	幹部候補生学校を除く各学校又は教育訓練研究本部		約2週間以内とし、陸上幕僚長の定めるところによる。	実施のつど陸上幕僚長が定める。